

令和4年

寒河江市農業委員会第11回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会  
第 1 1 回総会

日 時 令和 4 年 1 1 月 2 5 日 (金) 午前 9 時 3 0 分  
会 場 寒河江市立図書館 視聴覚室

出席委員

1 番 鈴 木 浩 之	2 番 土 田 彦 雄	3 番 渡 辺 裕 之
4 番 新 宮 しのぶ	5 番 眞 木 早百合	6 番 奥 山 浩 二
7 番 芳 賀 宏	8 番 大 泉 孝 彦	9 番 影 沢 政 俊
1 0 番 後 藤 孝 好	1 1 番 氏 家 理 香	1 3 番 猪 倉 通 文
1 4 番 相 原 稔	1 5 番 片 桐 道 雄	1 6 番 山 田 和 義
1 7 番 菅 井 孝 一	1 8 番 木 村 三 紀	

欠席委員

1 2 番 菊 地 ひとみ

事務局

事 務 局 長	猪 倉 秀 行	事 務 局 長 補 佐	芳 賀 豊 彦
農 地 主 査	高 橋 昭 光	農 地 係 主 事	土 田 修
農 地 係 主 事	安 達 寛 人		

報告事項

- (1) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の現況変更について
- (4) 農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法第 4 条 1 項但書き）  
農地の用途変更について

議事

- (1) 議第 4 8 号 農地法第 3 条の規定による許可処分について
- (2) 議第 4 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について

開会 午前 9時26分

木村議長            それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第11回総会を開催します。よろしくお願いいたします。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員17名で、在任委員の過半が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長            次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長            それでは、3番の渡辺委員、6番の奥山委員にお願いします。

木村議長            次に、「書記任命」ですが、菊地主査にお願いします。

木村議長            次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局(農地係主事) はい、議長。  
事務局から報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長            ただいまの報告について質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（農地係主事） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第48号から議第49号までの議案について一括上程します。

（1）議第48号 農地法第3条の規定による許可処分について

（2）議第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

以上、議第48号から議第49号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理者、報告をお願いします。菅井会長職務代理者。

菅井会長職務代理者 はい、議長。17番、菅井です。

去る11月17日に開催されました事前審査会の報告を行ないます。

今回の事前審査会では、総会に係る案件について、各地区担当委員からの調査報告に基づく審査を行いました。その中で特に2点、議第48号順位60番について、譲受人は違反転用者であり、それを解消しないまま、新たな農地を取得する許可を与えていいのか。また議第49号順位30番について、申請地北側の水路が今回の造成工事に伴って消失することはないのか議論がなされました。この2点を除いてその外の場合はいずれも、計画のとおりであれば問題はないと判断しました。以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ご苦労さまでした。

ただいまから地区審査に入ります。審査時間は30分程度としまして、10時までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩いたします。

休憩 午前

9時32分

再開 午前

10時00分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第48号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。

山田委員

はい、議長。16番、山田です。

議第48号「農地法第3条の規定による許可処分について」5ページをお開きください。順位57番。

(議案書順位57番朗読)

場所につきましては、高松ライスセンターの西側に位置しています。11月13日に寒河江南部地区の農業委員5名と、推進委員2名で現地確認をしてきました。その時に借人と会うことが出来まして話をすることができました。申請地では規模の拡大ということでぶどうを栽培したいとのことでした。借人の農地と隣接しておりなんら問題ないと見てきました。

地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ありがとうございました。続きまして西根・三泉地区、芳

賀委員をお願いします。

芳賀委員                    はい、議長。7番、芳賀です。  
                                  同じく5ページ、順位58番。

(議案書順位58番朗読)

11月14日に土田委員、鈴木委員、斎藤推進委員と現地を確認してまいりました。場所につきましては、県道皿沼河北線、溝延橋のところから東へ130メートルほど進んだところになります。譲受人は経営規模の拡大中ということで申請通りであればなんら問題ないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長                    ありがとうございます。  
                                  続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。

大泉委員                    はい、議長。8番、大泉です。  
                                  5ページ、順位59番です。

(議案書順位59番朗読)

場所は平塩バイパスのセブンイレブンの十字路を南の方に7、80メートル進んだところになります。11月12日に柴橋地区農業委員、推進委員で現地確認してまいりました。地区審査でも異議ありませんでした。続きまして順位60番。

(議案書順位60番朗読)

場所は先ほどと同じくセブンイレブンの付近になります。

申請によれば、野菜を作るとなっておりますが、譲受人はみなさんご存じの通り、違反転用で何度も注意を受けていますが改善されていない状況にあり、またなるのではないのかという指摘を事前審査会でいただいていた。地区審査でも違反転用が改善されないのであれば許可は出せないのではないかとということで話になりましたので、総会の方でも審議よろしくをお願いします。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。

猪倉委員

はい、議長。13番、猪倉です。

6ページ、順位61番です。

(議案書順位61番朗読)

11月13日に影沢委員、相原委員、片桐委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。場所は、陵南中学校の西側になります。これまで相対で耕作されていたものですが、この度正式に契約を結ぶため申請があったもので、なんら問題ないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。続いて農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(農地主査)

はい、議長。

順位60番を除くすべての案件につきまして、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件を満たすと

考えます。順位60番については、譲受人が農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるか疑義があり、違反転用の解消が確認されるまで、継続審査が適切と考えます。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ここで、今回当番ではないですが、順位60番について地元委員の奥山委員、何か意見ありませんか。

奥山委員

6番、奥山です。この件については、いろいろ経過がありまして、28日の農地常任委員会でも視察予定が入っています。以前から何回も注意をしているのですが、言葉巧みに逃げられるのが現状ですが、今回なぜ申請があったかという、違反転用されている農地が豪雨災害により使えなくなっており、あわててその代わりを求めているというのが本音のようです。譲渡人の都合としては、県外に在住しており年に2回ほど草刈りにきて管理している状況で将来的に耕作する予定はなく、いずれ管理にくることもできなくなるのではないかという見通しもあって申請に至ったものです。地元委員としては国道沿いの農地へ建設資材を置かれる恐れがあるのは、周りの農地への影響を考えるとよろしくないと考えます。一筆書いてもらったとはいえ、これまでの譲受人の行動からは信用できないというのが本音です。ということで、現状を解消してから再申請してもらった方が良いと思います。



木村議長                    ありがとうございます。今、奥山委員からあったとおりであると思います。どうしても必要なのであれば、譲渡人から農地転用してもらってからの所有権移転という方法もあるかと思いますがもう少し意見をもらいたいと思います。土田委員、どうですか。

土田委員                    2番、土田です。譲受人に面識はないのですが、2、3回違反転用の現地を見ていますが、明らかに違反転用の状況にあると見ています。やはり、違反転用の状況を解消してから許可を出すのが筋ではないかと思います。

木村議長                    ありがとうございます。事務局。

事務局（農地主査）       はい議長。転用してからの所有権移転についてですが、譲受人の住宅が離れたところにあるため、資材置き場として使用するのであれば、集落接続の観点から許可はできないと考えます。農業用施設・農業用の建物であれば可能だと思います。

木村議長                    はい。事務局から説明ありましたが、この内容も含めて後藤委員。何かありますか。

後藤委員                    はい。10番、後藤です。私も申請あった現地を確認してきましたが、奥山委員がおっしゃるように、国道沿いなので周りへの影響が心配です。やはり、違反転用が解消されるまでは許可はできないのではないかと思います。

木村議長                    はい。ありがとうございます。ほかにありませんか。なければ、今の状況では許可はできないということで、継続審査と伝えていいでしょうか。地区の委員の皆さんは大変ですが

引き続き状況を確認よろしく申し上げます。

木村議長

それでは採決します。

議第48号「農地法第3条の規定による許可処分について」順位60番を除き、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第48号は順位60番を除き原案のとおり決定いたしました。なお、順位60番は違反転用解消見込みが立つまで保留とします。

木村議長

次に、議第49号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。

山田委員

はい、議長。16番、山田です。

議第49号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」8ページをお開きください。順位30番

(議案書順位30番朗読)

11月13日に寒河江・南部地区農業委員5名、推進委員2名で現地を確認してまいりました。場所は高屋地区の薬王堂の南側のすぐ隣に位置します。譲受人は貸家を所有してまして、駐車場が各戸2台分ずつあるのですが、スペースが狭く広くしたいということで、隣接する農地を今回申請したところでした。周りは住宅に囲まれており申請通りであれば間

題ないと見てきました。事前審査会で心配されました水路の件ですが、宅地造成なったときに雨水対策が地下浸透で処理されているため、大雨で道路へ溢れてくることはないだろうということで、事務局から改良区の方へ確認してもらったところでは、地区審査でもそれであれば大丈夫であろうということで異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。

大泉委員

はい、議長。8番、大泉です。

順位31番です。

(議案書順位31番朗読)

11月12日に柴橋地区農業委員、推進委員で現地確認してまいりました。場所は平塩バイパスのセブンイレブンの先の信号を南の方に500メートル進んだところになります。

計画通りであれば問題ないと見てきました。地区審査、事前審査会でも異議ありませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査)

はい、議長。

順位30番は、貸家用駐車場のための転用申請です。貸家14戸に2台ずつ駐車場を割り当てておりますが、一部、通路にはみ出しており、特に冬場は十分な通路が確保できておりません。そこで申請地に居住者用と来客者用の駐車場を移

設することで十分な通路を確保しようとするものです。当該地は、都市計画区域の用途地域内にあり、第3種農地に該当しますので、立地基準は満たします。

なお、事前審査会で質疑のあった申請地北側の水路についてですが、土地改良区等の関係機関に確認したところ、用水機能は既に持っておらず、周辺の雨水排水についても、基本的には地下浸透処理です。例えばチェリー不動産が宅地開発した区域の雨水は浸透側溝を設置するなどして、すべて区域内で地下浸透処理する設計ですので、排水路として使用されることも基本的にはありません。以上より、コンクリート側溝に入れ替える必要性は低いと考えます。ただし設計以上の降水があった場合には当該側溝に雨水が流入しますので、今回の造成工事で当該側溝が消失することのないよう改めて申請者に指導はしております。

順位31番は、駐車場及び資材置場のための転用申請です。申請者は鉄工所を個人で営んでおりますが、現在、駐車場と資材置場が不足しているため、このたび、新たに設置するものです。当該地は、第1種農地と第3種農地のいずれの要件にも該当しない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。立地基準について、転用目的は集落接続要件を満たすため、問題はないと考えます。

一般基準についても、順位30番と順位31番はいずれも、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適事項はなく、問題はないと考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第49号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第49号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長

これで、本日上程された議案については一部を除き議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時36分

令和4年11月25日

第11回総会 議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 3番委員.....渡辺裕之.....

議事録署名委員 6番委員.....奥山浩二.....